

# I 施設運営・グランドデザイン・教育事業等方針

## 令和5年度 国立磐梯青少年交流の家の施設運営について

独立行政法人国立青少年教育振興機構法

↓ (機構の目的、中期目標管理法人、業務の範囲等など)

独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令

↓ (業務方法書、中期計画、年度計画、業務実績報告、財務諸表など)

独立行政法人国立青少年教育振興機構業務方法書

↓ (業務の方法についての基本事項を定めたもの)

中期目標【第4期 令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度)】

↓ (独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき業務運営に関する目標  
文部科学大臣指示)

中期計画

↓ (中期目標を達成するための計画 文部科学大臣認可)

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

ミッション：青少年教育の振興・健全な青少年の育成  
ビジョン：青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を実現する  
バリュー：  
Curiosity, Change, Challenge, Care, Communication, Collaboration, creativity

↓

令和5年度年度計画

↓ (中期計画を達成するための業務運営に関する計画)

↙

令和5年度国立青少年教育振興機構教育事業等方針

↓

令和5年度国立磐梯青少年交流の家教育事業等方針

国立磐梯青少年交流の家施設運営協議会 年2回

福島「体験の風をおこそう」実行委員会 年2回

## 国立磐梯青少年交流の家グランドデザイン【長期的な計画・展望】

～2025年

ビジョン【2025年になってほしい姿】

青少年及び青少年教育指導者に対する体系的な研修の実施

(教育テーマ) 健康的な生活習慣のきっかけ作り～(食育)(運動習慣づくり)～

(キャッチコピー) 山と湖の磐梯

ゴール【ビジョン到達を証明する指標】

指標1

利用者のニーズに応じた活動プログラムの確立

指標2

法人ボランティアの組織化

法人ボランティア自主事業が円滑に実施できる体制を整える。

指標3

福島子ども未来応援団を設立

福島子ども未来塾の実施体制を整える。

## 令和5年度 国立磐梯青少年交流の家教育事業等方針

### 1. 基本的な考え方

国立青少年教育振興機構の令和5年度教育事業等方針を踏まえ、国立磐梯青少年交流の家教育事業等方針を作成し、円滑に業務を遂行する。

### 2. 教育事業及び研修支援における重点事項

#### (1) 「体験の風をおこそう」運動・「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

福島「体験の風をおこそう」実行委員会を組織し、教育事業や研修支援を通じて、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、体験の重要性の普及に努め、体験活動の機会や場を充実させ、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

また、体験の風をおこそう推進月間（10月）を中心に、関係機関等と連携し、多様な事業等を展開するとともに事業等の登録を働きかける。

#### (2) 教育事業と研修支援が連動したプログラムの開発・拡充

##### ① 特色あるプログラムの開発・拡充

教育テーマ「健康的な生活習慣のきっかけ作り～（食育）（運動習慣づくり）～」に基づき、教育事業と研修支援を連動されながら、地域から理解・認知され、活用されるプログラムの開発・拡充を行う。

##### ② 国土強靱化計画に資する防災・減災教育プログラムの開発・拡充

広域防災補完拠点として認知度を広め、地域の方々が防災・減災について学べる拠点となるよう、プログラムの開発・拡充を行う。

### 3. 教育事業の質の充実と普及

青少年及び青少年教育指導者等に対し、国の青少年教育行政に関する基本方針等を踏まえ、先導的・広域的な観点に基づき立案し、計画的に教育事業を実施する。なお、教育事業においては、事業の成果の検証や発信のため、参加者等に対する満足度調査を実施し、80%以上の満足度を得る。

#### 3-1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成事業

##### (1) 社会の要請に応える体験活動事業の実施

福島子ども未来塾、親子対象の自然体験事業、防災・減災に関する事業など、社会の要請に応える教育事業を実施する。

また、自己肯定感や想像力を育む機会として日本の伝統や芸術に親しむ教育事業を実施する。

## (2) モデル的事業の実施

関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、青少年教育関係者へ成果を発信するモデル的事业を実施する。

### ①実践研究事業の実施方法

事業のねらいに対応した実践研究を大学の研究者等と協働で行い、評価を得る。

### ②地域の実情を踏まえた体験活動事業の実施方法

#### ②-1. 特色あるプログラムの事業の実施方法

公立青少年教育施設等に学習方法が活用されるよう、企画段階から関係機関・団体と連携して実施する。また、使用した教材などの学習方法が活用されるように工夫する。

#### ②-2. 全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業の実施

全国高校生体験活動顕彰制度オリエンテーション合宿を実施する。

## (3) 課題を抱える青少年の支援事業の実施

### ①課題を抱える青少年の支援事業の実施について

子ども食堂を利用している青少年を対象に事業を実施する。

### ②課題を抱える青少年の支援事業の実施方法

青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、企画段階から専門機関等と連携して実施する。また、事業の質の向上を図るため、事業後に協力関係団体等とふりかえりを行い、参加者の学びや事業の改善点などをまとめる。

## 3-2. 青少年教育指導者等の養成事業及び関係機関・団体等との連携協力

### (1) 自然体験活動指導者養成事業（NEAL 事業）の実施

自然体験活動上級指導者（インストラクター）養成事業を実施する。

### (2) ボランティア養成・研修事業の実施

教育事業等の運営協力・指導補助などを担うことのできる青少年教育ボランティアを育成する。その際、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成事業を実施する。

また、ボランティア・コーディネーターは、国立磐梯青少年交流の家が定めたボランティア育成ビジョンに基づき、青少年教育ボランティアとしてのスキルアップが図られるようコアボランティアミーティングを定期開催し、青少年教育ボランティアの成長を促す。

### (3) 外部研修指導員等の活用

利用者に良質な体験活動を推進するために、外部研修指導員の拡充を図るなど、指導力の向上および安全管理の研修を実施する。

#### 4. 研修支援の充実と利用拡大

より多くの青少年及び青少年教育指導者等を対象に利用団体の目的に応じた主体的で効果的な活動を行うことができるよう、広く学習の場や機会を提供する。その際、利用団体に対して「良質な体験活動」を提供するため、より効果的なプログラム提案や教育的指導・助言を行う。また、指導・助言等を通じて、体験活動や規則正しい生活習慣の重要性についての普及・啓発も併せて実施する。

##### (1) 研修利用の充実

「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努める。また、利用状況の分析や利用団体に対する施設利用に関するアンケート調査を行い、利用促進に向けた方策を検討・実施することで、宿泊室稼働率50%を目指す。

##### (2) 活動プログラム等における教育的な指導及び支援の充実と検証

事前打ち合わせでは、利用団体の特性や目的を把握した上で、多様なプログラム提案を行うとともに、利用当日においても適切な指導・助言等を行う。また、小中学校利用の引率者を対象としたアンケート（施設利用に関するアンケート調査）によって、教育的効果や活動プログラムの有効度を把握しつつ青少年のよりよい成長がみられるよう、教育的な指導及び支援の充実に努める。

さらに、活動プログラム等の方法・効果が明確になるよう教材や指導資料等の工夫（活動プログラムの効果の見える化）・見直しを行うとともに、事前打ち合わせや活動プログラム等でのICT機器の活用にも努める。

##### (3) 学校との連携・協働による体験活動プログラムの充実

学習指導要領に基づき、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化し、「主体的・対話的で深い学び」が可能となるような活動プログラムを各年齢期に応じて提供できるようにする。

#### 5. 安全安心な教育環境の確保

すべての業務に対して安全への意識を常に持ち、利用者や職員にとって安心できる教育環境を提供するために、安全管理担当者を2名配置する。

##### (1) 施設における安全管理研修の計画・実施及び安全対策マニュアルの整備

安全管理担当者は、体験活動安全管理研修に参加する。また、安全管理担当者は、国立磐梯青少年交流の家における安全研修の年間計画を策定し、すべての事業系職員が安全対策を図った上で指導ができるよう研修を実施する。さらに、「危機管理関係マニュアル点検方針」及び当該方針に含まれる研修項目等を踏まえ、安全対策マニュアルの点検、見直しを常時行う。

(2) 安全安心な教育環境づくり

利用者・職員が事故や怪我なく安全に安心して利用できる施設、利用しやすい施設を目指すために、施設整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備を通じて、衛生面も含め安全安心な教育環境を確保する。

6. 年度計画の達成

令和5年度計画に示された目標を達成するため、全職員が年度計画を十分理解し、目標を見据えて業務に取り組む。また、業務の効率化を図るため、各係においては業務推進マニュアルの整備を行う。